新潟県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県文化財保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 指定等(第3条-第6条)
- 第3章 届出(第7条-第18条)
- 第4章 標識等の設置(第19条・第20条)
- 第5章 現状変更等 (第21条-第29条)
- 第6章 補償(第30条-第32条)
- 第7章 雑則 (第33条·第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 指定等

(同意書及び指定書)

- 第3条 条例第5条第2項(条例第26条第2項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)に規定する同意は、別記第1号様式により行うものとする。
- 2 条例第5条第6項(条例第26条第2項において準用する場合を含む。)又は条例第31条第2項に規定する指定書(以下「指定書」という。)は、別記第2号様式によるものとする。

(認定書の交付)

- 第4条 知事は、条例第20条第2項の規定により県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書を交付する。
- 2 知事は、条例第37条の2第2項の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、認定書を交付する。
- 3 前2項の認定書(以下「認定書」という。)は、別記第3号様式によるものとする。 (再交付)
- **第5条** 指定書又は認定書を亡失し、又は毀損した場合には、別記第4号様式により、その再交付を申請することができる。この場合においては、その事実を証明するに足りる書類又は毀損した指定書若しくは認定書を添えなければならない。

(文化財保存地区)

第6条 知事は、条例第15条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定により文化財 保存地区を定めたときは、その旨を県報で告示し、当該文化財保存地区に係る県指定有形文化財、県指定有形 民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の所有者等及び土地所有者に通知するものとする。

第3章 届出

(管理責任者選任等の届出)

第7条 条例第7条第3項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、別記第5号様式による届出書を提出して行うものとする。

(所有者の変更の届出)

- 第8条 条例第8条第1項又は第2項 (これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の 規定による所有者の変更の届出は、別記第6号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 2 条例第8条第2項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更の届出 には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

(所在の変更の届出)

第9条 条例第8条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による所在の場所の変

更の届出は、別記第7号様式による届出書を提出して行うものとする。

(条例第8条第1項ただし書の特別の定め)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出を要しない。
 - (1)条例第10条第1項ただし書(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (2)条例第11条第1項又は第2項(これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (3) 条例第13条第1項の許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (4) 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (5) 条例第16条第1項又は第2項 (これらの規定を条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (6) 所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようと する場合を除く。
- 2 非常災害その他緊急やむを得ない理由により、所在の場所を変更する場合は、所在の場所を変更した後に、 条例第8条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出をすることができる。

(所有者等の氏名、住所等の変更の届出)

第11条 条例第8条第5項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による所有者等の氏名 若しくは名称又は住所の変更の届出は、別記第8号様式による届出書を提出して行うものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第12条 条例第9条(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による滅失、毀損、亡失又は 盗難の届出は、別記第9号様式による届出書を提出して行うものとする。

(修理の届出)

- 第13条 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による修理の届出は、 別記第10号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - (1) 設計仕様書
 - (2) 修理しようとする箇所の写真又は見取図
 - (3) 修理しようとする者が管理責任者であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の承諾書 (修理内容の変更の届出)
- 第14条 前条第1項の届出書又は同条第2項の書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、 あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(修理完了の報告)

- 第15条 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、別記第11号様式による報告書を提出して行うものとする。 (保持者等の芸名変更等)
- 第16条 条例第22条 (条例第37条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める事由は、次に掲げる事由と する
 - (1) 保持者が芸名、雅号等を変更したこと。
 - (2) 保持者にその保持する県指定無形文化財又は県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと
 - (3) 保持団体又は保存団体が、その規約を変更したこと。

(保持者の氏名変更等の届出)

第17条 条例第22条 (条例第37条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第12号様式による届出書を提出して行うものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第18条 条例第34条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、別記第13号様式による届出

書を提出して行うものとする。

第4章 標識等の設置

(標識等の設置基準)

- 第19条 条例第33条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 標識は、石造 (特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料) とし、次に 掲げる事項を彫り、又は記載するものとすること。
 - ア 新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物の別及び名称
 - イ 新潟県の文字
 - ウ 指定年月日
 - 工 建設年月日
 - (2) 説明板は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載し、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする こと。ただし、地域の定めがない場合その他の地域を示す必要のない場合は、当該図面を掲げることを要し ない。
 - ア 新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物の別及び名称
 - イ 指定年月日
 - ウ 指定の理由
 - 工 説明事項
 - オ 保存上注意すべき事項
 - カ その他参考となるべき事項
 - (3) 境界標は、石造又はコンクリート造とし、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とし、次に掲げる事項を彫るものとすること。
 - ア 新潟県指定史跡境界、新潟県指定名勝境界又は新潟県指定天然記念物境界の文字
 - イ 新潟県の文字
 - (4) 前3号に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設の形状、員数、設置場所その他の これらの施設の設置に関し必要な事項を、当該県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、 環境に調和するよう設置者が定めること。

(工事の着手等の報告)

第20条 前条に定める基準により標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図(説明板の設計図にあっては、前条第2号アからカまでに掲げる事項を付記した設計図)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告するものとする。

第5章 現状変更等

(県指定有形文化財の現状変更等)

- **第21条** 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、別記第14号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - (5) 申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - (6) 管理責任者がある場合においては、第4号に掲げる承諾書に代わる管理責任者の承諾書
- 第22条 条例第13条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等が完了したときは、その結果を示す 写真又は見取図を添えて速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、別記第15号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 第23条 条例第13条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 県指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復する措置
 - (2) 県指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために行う応急の措置
 - (3) 条例第10条第1項の補助金の交付又は条例第11条第3項の負担を受けて行う管理又は修理

(県指定有形民俗文化財の現状変更等)

- 第24条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記第16号様式による届出書を提出して行うものとする。
- 第25条 条例第28条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民 俗文化財をその指定当時の原状に復する措置
 - (2) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために行う応急の措置
 - (3) 条例第29条において準用する条例第10条第1項の補助金の交付又は条例第29条において準用する条例第11 条第3項の負担を受けて行う管理又は修理

(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等)

- **第26条** 条例第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記第17号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番並びに地形を表示した実測図
 - (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - (5) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - (6) 申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - (7) 管理責任者がある場合においては、第5号に掲げる承諾書に代わる管理責任者の承諾書
- 第27条 第22条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。
- 第28条 条例第35条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく 当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものにつ いては、当該現状変更等の後の原状)に復する措置
 - (2) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するために行う応急の措置
 - (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡している場合であって当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置
 - (4) 県指定史跡名勝天然記念物の管理のために行う清掃、植栽、伐採、掲示、給餌施設の設置その他の措置 (国等の行う協議)
- 第29条 条例第13条第6項(条例第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議については、第 21条及び第26条の規定の例による。

第6章 補償

(補償の要求)

- 第30条 条例第15条第3項又は第16条第7項(これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定により補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損失補償要求書(以下「要求書」という。)を知事に提出するものとする。
 - (1) 補償を受けようとする理由
 - (2) 補償金の額として希望する金額
 - (3) 前号の金額算出の基礎
 - (4) その他参考となるべき事項

(補償の決定)

- 第31条 知事は、要求書の提出があったときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その 他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を要求書の提出者 に通知するものとする。

(補償金額の決定の基準)

- 第32条 条例第16条第7項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による補償の金額の決定は、次に 掲げる金額を基準として行うものとする。
 - (1) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指

定有形民俗文化財の時価に相当する金額

(2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が毀損した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の状況により、これを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、毀損前の時価と毀損後の時価の差額に相当する金額)

第7章 雜則

(台帳)

第33条 知事は、県文化財の種別ごとに必要事項を記載し、及び写真等を添付した指定、選定及び認定の台帳を備えておかなければならない。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住所氏名(名称)

指定同意書

私の所有(占有)する下記の文化財が新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)に指定されることに同意します。

- 1 名称及び員数
- 2 所在地
- 注 該当事項を○で囲むこと。

(表)

			(表)		
	年 月 日	定する。	(当該文化財の特徴を示す簡単な事項)	割印	(記号番号)
		- 例に基づき	す簡単な事		定
新潟県知事		3新潟県指定有形文4	事項)		書
印		化 財 に 指			

(裏)

	(果)		
備 三 二一て考		氏所	氏所
٤ <		名	名
所有者 所有者 所在 の 場		住 有	住有
所在の場所の地番、地目又は地積が変更したとき。所有者又は管理責任者の氏名(名称)又は住所が変更した所有者又は管理責任者が変更したとき。がさい。		所者	所者
地 理理 番 責 責		氏管	氏 管
、 任 任 の 地 者 者 指		理 相 名	理 名
日のが定		† 住 責 	住
名 史		任	任
- Tan A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		所 者 場 所 場 所 場 所 場 所 場 所 場 所 場 所 場 所 場 所	所 者 場 所
番、地目又は地積が変更したとき。責任者が変更したとき。責任者が変更したとき。		所在	所在
た 住 に と 所 知		等の	等の
		年変	年再交
更 提		月更	月交又
たし		日の	日付は

備考 県指定有形文化財以外の指定書は、「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」又は「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第3号様式(その1)(第4条関係)

(表) 無形文化財 割 新潟県文化財保護条例第二十条第二項の規定により新潟県指定 (記号番号) 印 年 月 日 認 定 生年月日 (芸名、雅号等) の保持者として認定します。 書 新潟県知事 様 印

備考 県選定保存技術の認定書は、「無形文化財」を「選定保存技術」と、「第二十条第二項」を「第三十七条の二第二項」と書き換えて使用するものとする。

(表)

			(衣	()			
	年月	無形文化財新潟県文化財				割印	(記号番号)
	Ħ	形文化財 の保持団体として認定します。新潟県文化財保護条例第二十条第二項の規定により新潟県指定					章及
新		の保持団体条第二項の規定	(代表者の氏名)	(事務所の所在地)	(名称)		定書
新潟県知事		の保持団体として認定します。二項の規定により新潟県指定	名)	在地)			
印		ます。 ―――					

(裏) で付の年月日 交付の年月日 で交付の年月日 で交付の年月日 「再交付の年月日 「再交付の年月日」 「再交付の年月日」 「日本が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。」 「一 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。」 「一 保持団体が認定を解除されたとき。

備考 県選定保存技術の認定書は、「無形文化財」を「選定保存技術」と、「第二十条第二項」を「第三十七条の二第二項」と書き換えて使用するものとする。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

指定書等再交付申請書

下記のとおり、(指定書・認定書)の再交付を申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書(認定書)の記号番号
- 3 指定(認定)年月日
- 4 亡失等の年月日
- 5 亡失等の理由
- 6 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 住 所 氏名(名称)

管理責任者選任等届出書

下記のとおり管理責任者を(選任・変更・解任)したので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 管理責任者の氏名 (名称)、住所及び略歴
- 5 選任等の年月日
- 6 選任等の理由
- 7 その他参考となる事項
- 注 1 該当事項を○で囲むこと。
 - 2 変更の場合は、4の項に変更後の管理責任者の氏名(名称)、住所及び略歴並びに変更前の管理責任者の氏名(名称)を記載すること。
 - 3 解任の場合は、4の項に略歴を記載することを要しない。

第6号様式 (その1)(第8条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 住 所 氏名(名称)

所有者変更届出書 (譲渡の場合)

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)を譲渡するので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 譲渡予定者の氏名(名称)及び住所
- 6 変更しようとする年月日
- 7 変更しようとする場所
- 8 変更しようとする理由
- 9 有償譲渡の場合の譲渡予定額
- 10 その他参考となる事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。

第6号様式 (その2)(第8条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 住 所 氏名(名称)

所有者変更届出書 (相続又は遺贈の場合)

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)を(相続・遺贈)したので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 所有者変更の理由
- 7 その他参考となる事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

所在場所変更届出書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)の所在の場所を変更するので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 6 現在の所在の場所
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする理由
- 10 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

所有者氏名等変更届出書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)の(所有者・管理責任者)の(氏名・名称・住所)を変更したので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更前の氏名(名称)及び住所
- 6 変更年月日
- 7 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

滅失等届出書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)が(滅失した・毀損した・亡失した・盗み取られた)ので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 滅失等の事実が生じた日時及び場所
- 8 滅失等の事実を知った日時
- 9 滅失等の事実が生じた当時の管理状況
- 10 滅失等の事実が生じた原因
- 11 滅失等の事実が生じた後とられた措置及び現況
- 12 その他参考となる事項
- 注 1 該当事項を○で囲むこと。
 - 2 毀損の場合には、写真、見取図又は毀損の状態を示す書類を添付すること。

第10号様式(第13条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

修理届出書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)を修理するので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 修理のための所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理完了後復すべき所在の場所 及びその時期
- 10 修理の着手及び完了の予定時期
- 11 修理施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 修理に要する経費
- 13 その他参考となる事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。

第11号様式 (第15条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

修理完了報告書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)の修理が完了したので、報告します。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 6 修理の内容
- 7 施行者の氏名及び住所
- 8 施行実施期間
- 9 修理に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式 (その1)(第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

保持者等 住所(所在地) 氏名(名称)

保持者氏名等変更届出書

下記のとおり新潟県指定 (無形文化財・選定保存技術) の (保持者・保持団体) の (氏名・芸名・雅号・名称・住所・所在地・代表者・その他の事項) を変更したので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 変更前の氏名(芸名、雅号、名称)、住所(所在地)、代表者等
- 5 変更後の氏名 (芸名、雅号、名称)、住所 (所在地)、代表者等
- 6 変更した年月日
- 7 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式 (その2)(第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

相続人(代表者であった者) 住 所 氏名(名称)

保持者死亡等届出書

下記のとおり新潟県指定 (無形文化財・選定保存技術) の (保持者・保持団体) が (死亡・解散) したので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 保持者の氏名(名称)及び住所
- 5 死亡(解散)年月日
- 6 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式 (その3)(第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

 保持者
 住
 所

 氏名(名称)

保持者故障届出書

下記のとおり新潟県指定 (無形文化財・選定保存技術) の保持者に心身の故障が生じたので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 心身の故障を生じた年月日
- 5 心身の故障の状況
- 6 その他参考となる事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。

第13号様式(第18条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所 氏名(名称)

新潟県指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書

下記のとおり新潟県指定(史跡・名勝・天然記念物)の(所在・地番・地目・地積)に異動があったので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 異動の情況

区		分		異	動	前		異	動	後
所	在	地	名							
地			番							
地			目							
地			積							

- 5 異動の理由
- 注 1 該当事項を○で囲むこと。
 - 2 異動の事実を証する書類を添付すること。

第14号様式(第21条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 月氏名(名称)

新潟県指定有形文化財現状変更等許可申請書

下記のとおり新潟県指定有形文化財の現状変更等をしたいので、申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 10 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 11 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 現状変更等に要する経費
- 13 その他参考となる事項

第15号様式(第22条、第27条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所氏名(名称)

現状変更等完了報告書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・史跡・名勝・天然記念物)の現状変更等が完了したので、報告します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 6 現状変更等の内容
- 7 施行者の氏名及び住所
- 8 施行期間
- 9 現状変更等に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第16号様式(第24条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

新潟県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

下記のとおり新潟県指定有形民俗文化財の現状変更等をするので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 10 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 11 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 12 その他参考となる事項

第17号様式 (第26条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

新潟県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

下記のとおり新潟県指定(史跡・名勝・天然記念物)の現状変更等をしたいので、申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 権原に基づく占有者の氏名(名称)及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 8 現状変更等を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損の影響に関する事項
- 11 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 12 現状変更等に係る地域の地名の地番
- 13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名(名称)及び住所
- 14 その他参考となる事項
- 注 該当事項を○で囲むこと。